

第 29 回 社会福祉士国家試験総評 ～第 30 回に向けて～

福祉教育カレッジ

第 26 回から試験委員が変わり、第 26 回、第 27 回、第 28 回と基本事項を中心とした問題が多く出題される傾向にあったが、今回の試験も例にもれず、**全体として解きやすい問題が多かったもの**と思われる。直近の試験の合格ラインをみると、第 27 回が 88 点、第 28 回が 88 点となっている。今回の試験も同程度の難易度と感じられたので、**合格ラインも 80 点代後半になるものと予想される。**

第 25 回から五肢二択問題が出題されるようになり、年々増加する傾向にあって、第 28 回では 20 問出題されていたが、今回の試験では、全部で 12 問の出題と大きく減少する傾向がみられた。また、全体的に五肢二択の問題が出題されるのではなく、「高齢者に対する支援と介護保険制度」に 5 問出題されるといったように、一部の科目に集中するような傾向もみられた。

生活困窮者自立支援法や子ども・子育て支援法、介護保険法の改正点、ソーシャルワークのグローバル定義などが、第 28 回に続いて出題されていたが、今回は比較的新しい知識からの出題が抑えられていたように見受けられた。法改正などの内容は、施行してすぐよりも数年してから本格的に出題されてくるような傾向にあるので、来年度以降もこれらの知識は押さえておくといえよう。

最新動向や最新データを取り扱う問題は、例年同様多く出題されていた。**過去に取り扱われた統計データの最新情報は、必ず押さえておきたいところである。**

事例問題については年々増加傾向にあったが、今回の試験では 24 問と減少する傾向がみられた。

全体として、過去の試験で出題された問題を押さえておけば、十分に対応できる問題が多かったので、過去問をベースとして、基本事項を押さえながら努力を積み重ねてきたのであれば、着実に合格ラインを突破することができたものと思われる。

以下、試験概要及び傾向等を示す。

◆出題数及び形式

- ・ 共通科目 83 問／専門科目 67 問の全 150 問。
- ・ 出題形式は、基本的には五肢一択形式。第 25 回の試験から五肢二択形式の問題が出題されており、今回の試験では、150 問中 12 問出題された。

◆全体の出題傾向

1) 共通科目

「社会理論と社会システム」と「現代社会と福祉」の科目に解きづらさを感じたものの、全体としては、基本的な知識を問う問題が多かったので、用語の意味などをきちんと押さえて学習していれば、高い得点をあげることができたであろう。

また、**科目をまたいで出題された問題も多かった**ので、科目の枠にとらわれず、意識して**横断的に学習**することも重要なポイントとなろう。

・ 事例問題

共通科目では 9 問出題。第 28 回と同様の問題数であった。例年「地域福祉の理論と方法」では、事例問題が 2 問出題されていたが、今回は 1 問出題するのみであった。

◇各科目の傾向と対策

■「人体の構造と機能及び疾患」

「身体の成長・発達」からの問題が、第 25 回ぶりに出題。「老化」に関しても第 26 回ぶりに出題された。「各器官の構造と機能」からの問題は、1 年ごとに出題されている。出題率の高い「疾病」からの問題は 2 問出題。同様に、他科目と合わせてよく出題されている「認知症」については、レビー小体型認知症から出題されていた。第 30 回に向けて、各認知症について、その特徴を押さえておくことが必要である。また、ほぼ毎年 1 問出題されている「精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-5)」からの出題もあった。今後も過去問の繰り返しで十分に対応できる科目であろう。

■「心理学理論と心理的支援」

出題率の高い「心理療法関連」の問題は、2問出題された。今後も出題されるので、どの療法から出題されてもよいように、その違いについてしっかりと把握しておくことよい。「感覚・知覚・認知」からは、1年ぶりの出題。「学習・記憶・思考」に関しては、昨年に続いて出題がみられた。「心と脳」「情動・情緒」「適応」の3つは、久しぶりの出題であった。医学的な出題も見られ、例えば問題8の前頭葉の説明など、人体でも押さえておくべき内容が問われた。項目としては、久しぶりの出題数が多かったが、基本事項を問うものばかりであったので、高得点が狙えた科目であった。

第30回に向けて、心理学用語の意味をきちんと押さえて学習することが重要なポイントとなる。

■「社会理論と社会システム」

今回の試験では、大項目「人と社会の関係」「社会問題の理解」からかなりの出題がみられていた。よく出題されている「地域」からの出題もあったが、日本のコミュニティ政策の展開に関するやや込み入った内容だったため、解きづらかったのではないと思われる。統計関連の問題は、今回は高齢社会白書からの出題。「一人暮らし高齢者の意識」といった細かい内容が問われていた。今回の試験に限らず、統計関連の問題はよく出題されているので、第30回に向けて、国勢調査や国民生活基礎調査、人口動態統計などの最新の動向を押さえておくことが重要である。

■「現代社会と福祉」

問題27では、ニーズに関する問題が出題されていた。毎年出題されている項目なので、確実に押さえておきたい知識である。問題26の社会保障制度審議会に関する問題は、以前からよく出題されているので、必ず目を通しておくべき項目である。今回の試験では、問題23の「よりよい暮らし指標」、統計関連では、問題31の「働く女性の実情」といった見慣れない所からの出題がみられていた。また、問題30の「子どもの貧困対策に関する大綱」からの出題もはじめての出題とあって、見慣れない項目が多く難しかったのではないだろうか。

全体として、「福祉政策と社会問題」に関する問題が大半を占めていた。第26回、第27回、第28回の試験では、比較的点が取りやすかったが、今回の試験は難しいと感じた方が多かったものと思われる。幅広い知識が横断的に出題される科目なので、総合的な視点での学習が得点アップのポイントとなる。

■「地域福祉の理論と方法」

例年同様、「行政組織や民間組織の役割と実際」「専門職や地域住民の役割と実際」からの出題が多かった。問題35では、ソーシャルアクションについての問題が出題された。第28回の時に、「相談援助の理論と方法」の科目でもこのテーマで出題されており、今後も地域援助技術以外の間接援助技術からの出題は予想されるので、ソーシャルアクション以外のソーシャルプランニング、ソーシャルアドミニストレーション、ソーシャルワークリサーチも合わせて押さえておきたい。問題34では、日本の地域福祉の前史からの問題が出題された。第25回の時にも一部出題されたことはあったが、押さえていなかった方も多かったのではないだろうか。

全体としては、例年同様高得点を狙える科目であった。社会福祉協議会や民生委員、特定非営利活動法人（NPO法人）などを中心に、出題率の高い項目から学習していくことをお薦めする。

■「福祉行財政と福祉計画」

問題42では、「共同募金」に関する問題が、「地域福祉の理論と方法」ではなく、この科目で出題された。問題45では、久しぶりに「福祉行政における専門職」からの出題がみられていた。

全体的に基本事項が中心であった。例年だと、福祉行財政4問、福祉計画3問という出題構成が多いが、今回の試験では、福祉行財政5問、福祉計画2問という構成だった。福祉行財政に比重が高まっている傾向がみられる。他分野から複合的に問題が出題されているので、横断的な視点での学習が必要である。

■「社会保障」

よく出題されている項目では、年金から 2 問、医療保険から 1 問、労働保険では、雇用保険から 1 問出題されていた。また、問題 50 では、第 28 回に続いて「社会保障給付費」からの出題もあった。今後もこの科目は、これらの項目を中心に学習していくとよいだろう。変わった所では、「諸外国における社会保障制度」が第 24 回ぶりに出題されていた。

■「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」

問題 57 では、障害者総合支援法に改正される前の、障害者自立支援法についての内容が問われた。最新の知識だけでなく、以前の法律内容を踏まえた形で法律を押さえていくことも大切な視点である。問題 60 の「障害者手帳制度」、問題 61 の「障害者の法律上の定義」に関する問題は、よくあるパターンの問題である。各制度・法律の違いを整理して学習することが必要である。

全体としては、障害者総合支援法関連の問題が 7 問中 4 問も出題されていた。法改正も踏まえて、第 30 回以降も多く出題されることが予想される。

■「低所得者に対する支援と生活保護制度」

問題 67 以外は、全てが生活保護制度に絡めた問題が出題され、それ以外の低所得者対策からは出題されなかった。例年同様、重要なポイントが形を変えて繰り返し出題されるという傾向の強い科目であるので、過去問などで、定番を確実に押さえておくことが重要である。

■「保健医療サービス」

医療ソーシャルワーカーについての問題が 2 問出題。例年よく出題されている「医療施設関連」「保健医療サービスの専門職」の項目からも出題されていた。「国民医療費」についての数字問題も問題 71 で出題。問題 72 は、保健所に関する細かい内容が問われていたので、難問であったが、全体的には例年と傾向が変わらず、解きやすい科目であった。

■「権利擁護と成年後見制度」

今回の試験では、大部分が成年後見制度関連の問題というよりは、憲法、民法、行政法からバランスよく出題されていた。それ以外に問題 77 では、虐待防止法に関する問題が出題されていた。他科目でも十分出題される可能性があるため、第 30 回以降も確実に押さえておきたい項目である。

2) 専門科目

「社会調査の基礎」がやや解きづらさを感じたものの、全体としては素直な問題が多かったので、過去問による対策で、合格点に到達することができたであろう。過去問を学習する際は、解説などを通して周辺知識も合わせて押さえておくと、得点に結びつけることができる。

・事例問題

専門科目では 15 問出題。今回の試験では、「相談援助の理論と方法」が 7 問出題と、例年より少ない問題数であった。その代わりに「相談援助の基盤と専門職」で、3 問の事例問題が出題されていた。今回、見解が異なった問題以外は、非常に解きやすい事例問題ばかりであった。

◇各科目の傾向と対策

■「社会調査の基礎」

第 26 回、第 27 回、第 28 回と続けて出題されている「量的調査と集計と分析」からの問題が、今回の試験でも問題 88 でみられていた。頻出事項ではあるが、問題 88 は細かい知識を問うものであったので、難しかったものと思われる。問題 84「社会調査の意義」、問題 86「全数調査と標本調査」は、久しぶりの出題であった。今回の試験では、やや解きづらさを感じられたが、内容に大きな変化がある科目ではないので、過去問を中心に出题範囲をきちんと押さえておけば着実に正答に導ける科目であろう。

■「相談援助の基盤と専門職」

今回の試験では、問題 95、問題 96、問題 97 と事例問題が 3 問用意されていたが、いずれもバイステックの 7 原則や日本社会福祉士会の行動規範などを踏まえていれば、解くことは容易であったと思われる。問題 92 の「ソーシャルワークのグローバル定義」に関する問題は、第 28 回に続いて 2 年連続しての出題となった。問題 93 は各社、選択肢 4 か選択肢 5 で見解が分かれていたが、ともにリッチモンドの活動が問われていたものと思われ、選択肢 5 については、COS はコミュニティ・オーガニゼーションの源流の一つ（もう一つはセツルメント運動）ではあるが、「コミュニティワーカー」ではなく、「ケースワーカー」に共通する知識、方法を確立したものであるから、正しい選択肢は 4 だと考えられる。

全体としては、とても解きやすい科目であったので、「相談援助の理論と方法」と合わせて、得点源としたい科目である。

■「相談援助の理論と方法」

例年同様、今回の試験でも問題 100 の解決志向アプローチ、問題 101 の問題解決アプローチ、問題 102 の行動変容アプローチといった「実践モデルとアプローチ」からの出題が多くみられた。その他にも、よく出題される「相談援助過程」に関する問題が 3 問、毎年出題されているスーパービジョンに関する問題もみられた。問題 98 のシステム理論は、3 年連続の出題となった。10 問前後で出題されてきた事例問題は、今回は 7 問と少なめだった。

全体として、個別援助技術関連の問題が大部分を占めていた。この傾向は以前から変わらないので、個別援助技術を中心に学習を進めていくことが、高得点を取るための近道であろう。

■「福祉サービスの組織と経営」

この科目は難しいことが多いが、今回の試験では、例年に比べて基本事項が中心に出題されていたので、過去問を繰り返し学習することで、十分対応できたものと感じられた。出題された項目も、「社会福祉法人」「働きやすい労働環境の整備」や「集団」「リーダーシップ」と、毎年よく出ている所からの出題ばかりであった。

■「高齢者に対する支援と介護保険制度」

近年の特徴として、介護保険法関連の問題が、例年よりも若干少なく 10 問中 5 問の出題であったが、以前としてこの科目の中心は、介護保険制度である。表面上だけでなく、制度の理解ができるように丁寧に学習することが求められる。また、問題 128 のように、改正点を問う問題も度々出題されるので、いつどのような改正が行われたのかは、確実に押さえておく必要がある。

なお、問題 130 については、各社、見解が異なる問題として上げられていたが、選択肢 1 については、事例文に「注意障害」という記載はあるものの、高次脳機能障害と見当識障害という部分に着目し、矢印などで場所を示すことには一定の効果があるため「適切」とし、選択肢 2 についても誘導することは効果があるため「適切」と判断した。選択肢 4 については、着脱介護の基本を考えるに、衣類は本人の好み、似合うもの、着心地のよさなどで選ぶのであって、排せつしやすいという理由で衣類を勧めることは不適切と思われた。また、介護保険法の目的には「要介護者の尊厳を保持するケア」が根底にあるので、それらを考慮しても、選択肢 4 の対応は不適切なのではないかと思われた。

■「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

問題 136 で「子ども・子育て支援法」の問題が出題。この科目でこの法律が出題されたのは初めてである。第 30 回以降も出題の可能性が高いため、同法に基づく事業やサービスについて把握しておくことよいだろう。問題 141 では、直近の児童扶養手当法の改正を知っているかどうか为正答を導くための鍵となっていた。今回は、全体的に法律条文に目を通しておけば解けるような問題も多かった。

■「就労支援サービス」

今回の試験では、「障害者の就労支援関連」の問題が2問出題されていた。今回は出題されなかったが、「低所得者の就労支援関連」の問題も、例年はよく出題される項目なので、第30回に向けて、この2つの項目を中心に学習を進めていくとよいだろう。

■「更生保護制度」

今回の試験では、全て更生保護制度絡みの出題であった。特に問題149の「保護観察官及び保護司」については、第27回から3年連続して出題されている。今回の試験では出題されなかったが、「保護観察」と「医療観察制度」は大事な項目なので、第30回に向けて確実に押さえておきたい。